

## 職員の懲戒処分等について

香芝市職員の懲戒処分等に関する指針に基づき、下記のとおり、職員の懲戒処分等を行ったので公表します。

記

### 1. 所 属

総務部 財務局 納税促進課

### 2. 管理職員、一般職員の別

管理職員（役職：課長）

### 3. 処分内容

減給10分の1を1ヶ月

※この他に管理監督責任を問い、上司である総務部長、財務局長の2名を口頭厳重注意とした。

### 4. 処分理由（事案の概要）

令和4年度における地方税の不納欠損処理の遅延理由について調査していたところ、担当課の課長である被処分者は、当初、不納欠損処理すべき対象者データの抽出を事務担当者がシステム操作を誤り、抽出漏れが発生したことが原因であると説明し、9月21日の報道発表及び9月22日の共同記者会見の場で同様の説明を行った。

しかし、その後、事務担当者へ調査をしたところ、そのようなミスによる抽出漏れはなく、被処分者が自らの失念により不納欠損処理を怠っていたことが判明した。

このような虚偽報告は、本市及び本市職員の信用を著しく失墜させ、公務員としての資質に欠ける行為であることから、地方公務員法の規定及び香芝市職員の懲戒処分等に関する指針に基づき、減給処分とした。

### 5. 処分年月日

令和6年2月1日

※問い合わせ

香芝市 企画部人事課（直通 TEL0745-44-3324）